

## ○地域の困りごとを解決する活動の推進について

昭和50年4月21日

埼例規第21号・外

警察本部長

地域の困りごとを解決する活動の推進について（例規通達）

地域警察官が、地域の困りごとを把握し、住民とともに解決していく「一所管区一事案解決運動」は、実施以来4年を経過したが、その間社会情勢等の変化により、取り組むべき事案及び姿勢に改善を図るとともに、次のとおり具体的推進要領により実施することとしたから実効を期されたい。

一部改正〔平成4年第55号〕

### 記

#### 第1 趣旨

地域警察官が、所管区活動を通じて地域の困りごとを的確に把握し、その中で緊要なものを住民とともに解決し、住民から信頼される奉仕活動を推進するものである。

一部改正〔平成4年第55号〕

#### 第2 推進要領

##### 1 困りごとの把握と取り組むべき事案の選定

###### (1) 困りごとの把握

所管区勤務員は、困りごととしてあげられる次の事項を積極的に把握し、地域幹部に報告する。

ア 事案の担当機関・管理者等が明らかでないために、地域住民がその措置に困っているもの

イ 行政機関等が措置すべきものであるが、等閑視しており、地域住民が困っているもの

ウ 地域住民の創意と協力によつて解決しうると認められるもの

エ 事例として考えられるものは、別添資料のとおりである。

###### (2) 取り組むべき事案の選定

地域幹部は、前記(1)で把握した困りごとの中から、取り組むべき事案を選定する。

##### 2 事案の取組方

- (1) 取り組むべき事案の推進時期及び推進責任者等を決定する。
- (2) 推進責任者及び担当所管区勤務員は、当該地域の代表者等と困りごとについての話し合いを行い、問題の所在及び内容を確認する。
- (3) 必要により、地域住民及び関係機関に協力を要請する。
- (4) 内容によつては、交通、生活安全等の専務係に協力を求める。

### 3 結果等の確認

地域幹部は、活動の推進状況を常に把握するとともに、解決後の結果を確認する。特に、地域住民の反響及びその効果については具体的に把握すること。

一部改正〔平成4年第55号、5年第69号、7年第13号〕

### 第3 広報活動

地域幹部及び推進責任者は、活動の着手前又は解決後の好時期に、所管区発行の広報紙等を通じて、地域住民に活動状況を知らせること。

一部改正〔平成4年第55号〕

#### 実施日

この例規通達は、昭和50年4月21日から実施する。

実施日（平成4年8月31日埼例規第55号・務）

この例規通達は、平成4年9月1日から実施する。

実施日（平成5年12月20日埼例規第69号・務）

この例規通達は、平成6年1月1日から実施する。

実施日（平成7年3月27日埼例規第13号・務）

この例規通達は、平成7年4月1日から実施する。

【別添省略】